

ヘーゲルの「陪審裁判制」論

——三月前期陪審裁判制要求運動との連関において——

小川清次

小論の意図は、ヘーゲルが展開した「陪審裁判制」論を、ドイツ三月革命(1848年)以前の三月前期(Vormärz)に繰り広げられた陪審裁判制要求運動の中で理解することにある。

ヘーゲルは、一連の法哲学講義、『法の哲学 綱要』(1820年出版)、そして『エンチュクロペディー』(第二版、1827年。三版、1830年)⁽¹⁾のいずれの司法活動論でも「陪審裁判制」を論じているが、その際、その理論的根拠は一貫して、「自己意識の権利」が裁判において認識されるということに置かれている⁽²⁾。しかし、「陪審裁判制」の扱われ方には構成上の変化も看取される。つまり、1817/18年から19/20年までの各講義では、司法活動の公開と陪審裁判所とが並列して取り上げられている。これに対し、『綱要』では司法活動の公開を論述することに重点が置かれ、陪審裁判所についてはわずかに注の中で言及されているに過ぎない(§§215, 224, 228参照)。更に、『エンチュクロペディー』には、両版を通じて法廷の公開に関する記述が無く、また、第三版(§ 531Ann.)では陪審裁判所が過誤に陥る可能性が指摘されているのである。

構成上のこの変遷は、それを三月前期の陪審裁判制を巡る政治的・社会的動向に重ね合わせると、二つの出来事と時期のほぼ重なっていることが分かる。即ち、(1798年、フランスによる占領後、導入されていた)ライン左岸の陪審裁判制への、1816年以降のプロイセン政府の対応と、1822年以降ドイツ全土で論議を呼び起こした「フォンク事件」とである。前者は、カールスバードの決議(1819年)以降に実施された検閲と、20年『綱要』との関係に関わる。後者は陪審裁判所の欠陥——世論に左右された人民裁判——を露呈する事件であったが、これは特に、『エンチュクロペディー』両版における陪審員の有り方への言及に関係すると考えられる。

そこで、まず、「陪審裁判制」の理論的根拠、即ち、法廷で認識される「自己意識

の権利」の内容を明らかにする（Ⅰ）。それに基づいて、ヘーゲルの「陪審裁判制」論が訴訟の証明手続きにおいては「自由心証主義」に位置付けられることを確認し、そのことから、1817～20年までの「陪審裁判制」論をプロイセン政府の動向との連関で（Ⅱ）、そして最後に、22年以降のそれを「フォンク事件」との連関で考察する（Ⅲ）。なお、小論は刑事訴訟裁判に論点を限定しており、民事訴訟は対象にしないこととする。

I

ヘーゲルにとって刑罰は、犯罪の予防や犯罪者の矯正・戒告のための手段ではなく、侵害された法の自己自身との宥和(*Versöhnung*)である⁽³⁾。つまり、ヘーゲルによると、法(*Recht*)は、一方で法律(*Gesetz*)として制定されて現に有り⁽⁴⁾、他方では個々人の内面で妥当的なものとして意識されている⁽⁵⁾。前者は普遍的に妥当する法が定立されたものであるのに対し、後者は未だ主観的に妥当しているに過ぎない。そして、犯罪とは、個々人の特殊な主観的権利(*Recht*)を他者にも妥当するように強制し、他者の権利を侵害することである。従って、それは普遍的な法を否定することになる⁽⁶⁾。そして、侵害されたこの法は、裁判を通じて認識され⁽⁷⁾、(犯罪行為が認定された場合には)犯罪者に刑罰が下されて、法は回復するのである。この刑罰の意味は、一方で、判定者が犯罪者をその行為に責任を負いうる者たらしめることであり、他方、犯罪者自身が刑罰を自らの責任として洞察し、引き受けることでもある⁽⁸⁾。また、犯罪者が負う責任の及ぶ範囲は、彼の為した行為の中で、彼の意図したもの、知っているものに限られる。この責任は自己意識の権利、つまり、主観的自己意識が自分の洞察した行為に責任を引き受ける権利であるとされる⁽⁹⁾。

刑事訴訟は一般に二つの側面に区別できる。即ち、争われる事実の有無やその事実を類別する法性決定(*Qualifikation*)と、認定された犯罪を法律の許に包摂する判決とである。そして、ヘーゲルの場合、前者に関して論点となるのは、「行為者の持っていた見通しや意図という、主観的契機(『綱要』§ 227)」と、「ただ諸々の個別的なものや事情、感性的直観と主観的確信の諸対象だけ(*ibid.*)」に関わる証明方法とである⁽¹⁰⁾。これらは係争事実において犯罪者に帰すべき責任の範囲に関わり、従って、彼の主観の領域の問題でもある。即ち、係争事実の認定は被疑者の主観的意識をも問題と

せざるをえない。かくして、判定者が被疑者の責任範囲を認定する際の拠り所は、審理を通じて判定者の心中に形成された主観的心証 (die subjektive Überzeugung) と、絶対的自己確信 (die absolute Gewißheit seiner selbst) であるところの良心とである⁴⁰⁾。

判決とは特殊な事件を普遍的な法律の許に包摂することである。それ故、判決が、法律の専門的知識を備え、特殊に捉われない普遍的意志を有する職業裁判官によって為されねばならないのは、言うまでもない⁴¹⁾。しかし、ヘーゲルは他方で、事実の認定を陪審員として法廷に出席する市民の手に委ねる。彼はその理由として、被疑者が判定者と「その特殊性、身分などの点で (『綱要』 § 228)」同等である時、前者には、後者の形成する主観的心証への信頼が生ずるからだと言う。即ち、この時、被疑者の主観的責任が、彼自身の洞察している通りに、判定者によっても洞察され、確信されると言うのである⁴²⁾。そもそも、法廷に対する信頼が無くてはならないのは当然であるが、それを生じさせるものとしてヘーゲルの挙げる陪審員の資格 (同等な身分等々) には、それで充分かどうかという疑問が生ずる。しかし、この様な問題点はあるとしても、陪審裁判制をヘーゲルが司法活動論に導入する根拠は、特殊性の点で被疑者と主観性を共有する判定者 (陪審員) によって、事実認定が為されるからである。即ち、ヘーゲルは、陪審員の洞察は被疑者の洞察でもあり、従って、前者による事実や責任範囲の認定は、後者自身の認定したものでもあると考えるのである⁴³⁾。

II

前節で確認した陪審裁判制の基礎付けは、証明手続きの点から観ると、自由心証主義に位置付けられる。これの対極をなすのは法定証拠主義であるが、ヘーゲルはこの立場を採っていない。つまり、裁判に提出される証拠は、直接証拠 (目撃者・証人の報告、被疑者の供述・自白) と間接証拠 (物的・情況的証拠) とに区別でき、後者には、それらに基づいた事実の類推が必要である。そして、自由心証主義とは、両証拠の何れをも証拠として採用することを許し、それらに基づいて判定者は、争われる事実の内容を推理し、また形成された心証に基づいて判決を下す立場である。他方、法定証拠主義とは、判定者の自由な推理を許さず、従って、間接証拠は採用せず、直接証拠による一定の証明要件 (複数の証人か、或いは被疑者の自白) が満たされると、判定者の心証とは無関係に、有罪が宣告される立場をいう⁴⁴⁾。ヘーゲルは既にハイテ

ルベルク講義（17/18年）で、両証拠のいずれをも裁判における証拠として認めており、それらに基づいて事実を推理し、認識するのが法廷の職務の一つであることを述べている（§ 110参照）。

ヘーゲルが自己意識の権利を陪審裁判の論拠としている点から考えると、自由心証主義が採られるのは必然的である。しかし、注意すべきは、十八世紀初頭当時のドイツで、陪審裁判制と自由心証主義とは一般的でなかったということである。つまり、イギリスを除いてヨーロッパでは、中世末以降（十五世紀以降）、大学で法学教育を受けた学識裁判官が審理を担当し、真実を発見して判決を下す糾問訴訟が広く行われていた。糾問訴訟は、裁判官の心証形成が恣意に左右され易いという考えに基づいて、むしろそれを排除するために、法定証拠主義に則って行われ、特に自白の獲得を目的とする裁判であった（但し、証拠の信用性や刑罰の裁量等に関して、裁判官の自由な判断は、実際上は、行われていた）。自由心証主義に基づく近代的陪審裁判制度が大陸で初めて成立したのは、革命期のフランスである。1791年憲法および、同年刑事訴訟法においては、選挙で選出された陪審員が事実の認定を行い、法律の適用は裁判官が行うと規定され、1808年の治罪法典では、陪審裁判制において自由心証主義を採ることが明言されているのである⁽¹⁶⁾。

この陪審裁判制がフランス法と共に、1798年以降フランスに占領されたライン左岸に導入されていたのであるが、同地以外のドイツ全土では、糾問訴訟が依然として圧倒的権威を持っていた⁽¹⁷⁾。ドイツ規約同盟締結（1815年）後、ライン左岸はプロイセン領に編入されているが、ヘーゲルがベルリン大学に移る（1818年）前後のプロイセン政府の陪審裁判制への対応を観ると、司法大臣キルヒアイゼンは直ちに、同地の陪審裁判制とフランス法とを廃止して古プロイセン法を実施しようとしている。しかし、これは宰相ハルデンベルクによって阻止され（1816年）、ライン左岸での法状態を徹底的に調査してプロイセン法と比較を行うための、直属司法委員会が組織された。同委員会の鑑定意見は1818年2月に政府に提出されたが、その中では、陪審裁判所を存続する提案が行われている。そして、この報告書は直ぐには公表されず、同委員会は二年間の協議を経て閲覧に供している⁽¹⁸⁾。

このような政治的情況の中に、ヘーゲルの陪審裁判論を置いてみる。まず気付かされるのは、ハイデルベルク講義（17/18年）と、ベルリンでの最初の講義（18/19年）との間の用語上の不連続性である。17/18年講義では陪審裁判所（Geschworenengericht, § 116）

という語が用いられているのに対し、18/19年講義では「同格出生の人々による裁判所 (Gericht von ebenbürtigen Männern, § 111)」と表現されている。後者の表現では、同格出生者によって判決が作成された中世の身分制裁判所⁽⁹⁾と区別できない。また、制度面からも不連続性が看取される。ハイデルベルク講義では、陪審員が国民の選挙によって選出されるということが明言されているが（「〔陪審裁判員は〕国民によって選ばれねばならない」§ 116Anm., S.155）、これは1791年フランス憲法での陪審員についての規定に対応しうる⁽²⁰⁾。そして、18/19年講義では（また、これ以降の講義や著作でも）、陪審員の選挙そのものへの言及は全く為されていないのである。

17/18年講義と18/19年講義との間のこの不連続性から考え得るのは、ヘーゲルは後者の講義で陪審裁判所という語を意識的に用いなかった、ということである。と言うのは、上述のように、当時のプロイセン（及び、その他のドイツ諸国）において陪審裁判制はまだ一般的ではなく、それはむしろ革命フランスの法制度として捉えられており⁽²¹⁾、そして、直属司法委員会の鑑定意見（従って、プロイセン政府の決定）が、まだ国民に公表されていなかったからである。しかし、19/20年講義（及び、それ以降）では、市民の参加する陪審裁判所が論じられている。そして、このことは上の推測を否定する十分な根拠となりうる。19/20年講義では、ハイデルベルク講義と同じく、陪審裁判制論が、自己意識の権利の観点で、自由心証主義に立つ訴訟手続きによって展開されているからである⁽²²⁾。従って、18/19年講義の記述は、筆者ホームマイヤーの書き落とし、ないし書き誤りに過ぎないか、または、ヘーゲル自身は外的政治的情況を顧慮せず、他意無く簡略に説明したに過ぎないということも考えられる。既に17/18年講義で、「同格出生の人々からなる陪審裁判所 (Geschworenengericht aus ebenbürtigen Männern, § 116)」が、権利の主観的確信を市民が獲得する保障として論じられているからである。

しかし、そうであるとしても更に、17/18年から19/20年までの各講義と20年末に出版された『綱要』との間に観られる不釣り合いは、——カールスバードの決議(1919年)以降の検閲とも問題が関わるから——簡単には説明できない。つまり、『綱要』では、簡易裁判所等が本文 (§ 223) で論じられているのと対照的に、陪審裁判所は注 (§ 228Anm.) で言及されているだけなのである。特に、19/20年講義は『綱要』の執筆とはほぼ同時期のものであることを考慮すると、『綱要』でも「陪審裁判所」は、注ではなく本文で当然明示されるはずである。

ヘーゲルが直属司法委員会の鑑定意見（或いは、プロイセン政府の決定）を知っていたのかどうか、そして知っていたのなら、それはいつ頃であるのかということ、講義録その他の資料からは明らかでない。しかし、ベルリンにおける19/20年講義でヘーゲルは、「比較的最近話題になっているのは、司法活動の公開と陪審裁判所とである(S.181)」と述べて、陪審裁判制が社会的に関心と呼んでいることを指摘しており、この指摘はライン左岸の陪審裁判制を巡る論争や運動を念頭に置いてなされたものであると考えられる。と言うのは、直属司法委員会が組織された頃(1816年)から、法律家の間では陪審裁判制の存続を巡る賛否両論が展開されており、また、存続を求める大衆運動も展開されていたからである⁽²³⁾。

そして、ヘーゲルは19/20年講義の中で続けてこう述べている、即ち、「自己意識の権利、即ち自身による洞察は総じて斯かる段階で与えられるべきである(ibd.)」。また、「〔自己意識の権利という〕この側面はとりわけ、陪審裁判所を実に重要な政治的制度にした所以のものである(S.185)」。つまり、『綱要』と同じくこの講義で既に、自らの権利を自らの口から語るという自己意識の権利の観点で、「〔イギリスにおける〕自由の守護神(ibd.)」と同様のものとして、陪審裁判所が論じられている。陪審裁判所へのこのような評価が20年『綱要』には記されておらず、その点のみに注目するなら、『綱要』でヘーゲルは検閲に対する配慮から陪審裁判所には注の中で目立たないように言及したのだ、と結論づけることも可能であろう。実際、当時の司法大臣キルヒアイゼンはリベラルな改革の総てに反対の立場を採る人物であり、前述のように、陪審裁判所についても存続には反対の態度を示していたからである⁽²⁴⁾。

しかしながら、キルヒアイゼンは、刑事訴訟における手続きの公開にも断固として反対の立場を採っている⁽²⁵⁾。また、当時、陪審裁判所と自由心証主義とは不可分のものと、一般にみなされていたから⁽²⁶⁾、彼は証拠採用に関して、恐らく自由心証主義にも反対の態度を採っていたと考えられる。ヘーゲルは、司法大臣のこの立場とは正反対の立場を、『綱要』でも明示しており(法律の公開 § 215、法廷の公開 § 224、そして自由心証主義 § 227)、この点から観ると、『綱要』を執筆するに際してヘーゲルが検閲には配慮せず、陪審裁判制を論じたと考えるのが妥当である。

III

ヘーゲルが、20年『綱要』まで一貫して、自由心証主義に基づく陪審裁判制論を論じており、それが「自己意識の権利」を軸にして、これに基づいて展開されたことから考えると、『エンチュクロペディー』第二版(27年)、第三版(30年)での司法活動論における陪審裁判制の取り扱い方には、或る疑問が起こる。つまり、両版いずれにおいても裁判における事実認定の不完全さが指摘されており、即ち、第二版では、「自白は、本性から観ると主観的である確実さ (Vergewisserung) の、最高頂点とみなされるべきであって、それ故、最終決定は自白に置かれる。[・・・] [しかし、自白という] 契機は不完全であって、なぜなら、それは一つの契機に過ぎないからである。しかし、もっと不完全なのは、他の契機、即ち、単なる情況や証言に基づく証明が抽象的に受け取られることである (§ 531Anm.)」と述べられている。更に第三版では、これに続けてこう付け加えられている、即ち、「そして、陪審員は本質的に裁判官であって、判決を下す。陪審員がかかる客観的証明を頼りにする限り、しかし同時に、心の中に有るに過ぎない限りでの不完全な確信に委ねられている限り、陪審裁判所は、客観的証明と、主観的ないわゆる道徳的確証との、(本来は未開な時代のものであるところの) 取り違えや混同を含んでいるのである」。つまり、両版何れにおいても、自白の持つ証拠としての価値が無条件には認められておらず、また、特に第三版では明示的に、陪審員による証拠判定には不完全さのあることに注意が喚起されている。ハイデルベルク講義(17/18年)で既に、有罪判決のためには、自白のみならず、情況 的物的証拠も不可欠であることは指摘されており (§ 110Anm.S.144)、また、20年『綱要』でも、裁判では供述、証言や情況から推論される事実が論点であるが故に、その証明は、具体的情況と切り離された「幾何学的定理の証明」とは違う仕方で行われねばならないことが指摘されている (§ 227)。しかし、証明方法を誤って推理を行った陪審員が、判定に際して過誤に陥りうるということを明確に述べた箇所は、『綱要』以前には現われていないのである。

手掛りになるのは第二版での以下の指摘である、即ち、「構成事実について裁判官が[・・・]——単に諸情況と第三者の証言とによって——確信することと被告の自白とは、比較的最近多くの関心呼び起こしたのであって、いわゆる陪審裁判所に関する問題の主要なる事柄を成す (§ 531Anm.)」。当時(1816年～。但し、社会的に論議され始めたのは22年以降)、陪審裁判制の基礎である自由心証主義に関わる事件と

して注目されたものに、ケルンで起こったフォンク事件がある。それは、或る殺人事件の容疑者として、世論が商人フォンクとその使用人とを挙げ、この世論に左右された陪審裁判所が彼らに有罪を下した、一種の人民裁判事件であった。この殺人事件には証拠がなく、世論は、富裕なフォンクに対する貧困者の嫉妬や、宗教的感情からの憎悪によって、彼を犯人と決め付けたと言われている⁽²⁷⁾。居酒屋で説得された陪審員達は、使用人の自白もあって(但し、この自白は後に撤回されている)、証拠の欠如にも拘らず、死刑判決を下した(1822年6月)。控訴申請も棄却され、法律家の間では賛否両論の論争が起こった⁽²⁸⁾。

ヘーゲルがこの事件を知っていたかどうかは、講義その他の資料からは明らかではない。従って、「比較的最近多くの関心呼び起こした」ものがこの事件を直接に指すのかどうか、慎重な態度を取るべきであろうが、しかし、彼がこの事件を知っていたと、非常に高い確実度をもって推測することはできる。即ち、外的情況としては、彼が1822年9月にネーデルラント旅行を行った際、ケルンにも立寄っていたこと。また、法哲学そのものとの連関でも、この事件はライン左岸の陪審裁判制の存続を問題とする論争を引き起こしたものであり、しかも、それは後に——かつてのアーノルト水車小屋事件⁽²⁹⁾と同様——司法に国王が介入する国王大権の問題ともなったことである(死刑判決に対して国王は認証を与えず、フォンクを無罪とした)⁽³⁰⁾。

フォンク事件の問題点は、陪審員の行う事実認定の仕方と、これに影響を与えた「世論」の働きかけである。つまり、この事件は、事件とは無関係な感情に由来する多数の偶然的意見に陪審員の判定が左右されたことを示しているのである。

22/23年講義では、陪審裁判所が主観的自由の実現する場であることが確認されているだけであるが、24/25年講義では、事実認定に際しての重要点が冗長なほど述べられている。後者の講義で注目すべきは、自白のみを証拠として行われる事実認定の不充分さが指摘されていること、そして、陪審員及び、法廷で為される審理に耳を傾ける公衆とにおける「良心」の重要性が力説されていることとの、二点である。ヘーゲルの論述を要約すると、即ち、前者については、自白も情況的証拠と一致する必要性が述べられている(S.583)。後者に関しては、陪審員は審理を通じて、「良心」、つまり、妥当的と思われる事を自分自身の心の中で自分から見つけ出して、確信し、知る態度を維持しなくてはならないことが述べられている(S.574f.)。しかし、この良心はまだ主観的確信であるから、更に、陪審員同士の間で、この知や確信の一致する

事も要求されている(S.582)。そして、全員一致と言っても、それは高々十数人の間でのみ到達した、依然として主観的な結論に過ぎないから、法廷の主観的確信が、処罰する側や、される側の何れにも偏らないための平衡錘(Gegengewicht)として「世論」が登場する(S.582)。ここで、世論とは陪審員と同じく「良心」をもって耳を傾ける公衆の考えを意味していると解せるが「公衆においても〔陪審裁判所と同様に〕誰もが良心を持ち、それに従って考える」S.574)、その公衆が平衡錘たりうるのは、法廷の公開によってであることは論を俟たない(S.565)。あるいは、法廷の公開と世論とは不可分離のものときえヘーゲルは考えている。「〔法廷の公開によって〕公衆は〔・・・〕裁判官の主観性に対して、より広汎な保障を有し、〔・・・〕〔裁判官の主観性や、怠惰等〕に対して、司法活動の公開は平衡錘なのである(S.567)」。

24/25年の講義で、事実認定に関して、陪審員の良心と法廷の公開により形成される公衆との重要性が確認されていることから観ると、『エンチュクロペディー』第二版で、それらに言及されていないのは奇妙である。しかし、既にハイデルベルク講義以来、ヘーゲルにとって明らかであるのは、世論が、公共性を得て普遍妥当的であると同時に、「個人独自の特殊なもの結び付いて(『綱要』§316)」もいるということである⁽⁸¹⁾。このようなものである限り、世論は、重すぎたり軽すぎたりして法廷を偏らせる錘ともなり得る。即ち、世論を偏りの無い司法活動の保障として導入することは不可能なのである。

『エンチュクロペディー』第二版では、「確実さの最高頂点」である自白でも不完全であり、しかも、「抽象的に受け取られた」証明も不完全であると述べられているだけで、どの様な事実認定が、より完全なものたり得るのか、ヘーゲル自身は明言していない。しかし、第三版では、前述の箇所他にこう付されている、即ち、「問題となるのは〔・・・〕確信が真理と離せないということである(§531Anm.)」。これは、自由心証主義に基づくヘーゲルの陪審裁判制論を、認識論的に凝縮した叙述である。つまり、裁判において判定者は、様々な証言者・主観的確信している証言・証拠に基づいて、係争される過去の事実を自らの主観の中でも、認識し、心証形成しなくてはならない。この事実は、事実というよりはむしろ、裁判において要求される経験的真理である。そして、この真理を見いだす陪審員が「本質的に裁判官であって、判決を下す」と述べられる時、そこでは、裁判の中での陪審員の役割が、実際の判決を下す職業裁判官よりも重要であることが表明されている。と言うのは、ヘーゲルの刑

罰理論では犯罪者の意図も係争の対象であり、追求される事実にはそれも含まれる。そして、かかる事実と法廷で確信される経験的真理とが合致しているかどうか、それ自体として客観的に判定はできず、主観的判定者としての陪審員のみが、心証に基づく自己確信によって真実を決定するからである。

陪審員に確信と真理との一致が要求されるということ、このことは、ハイデルベルク講義(17/18年)以降の何れのヘーゲル陪審裁判制論においても、たとえ明示的に表明されていないにせよ、その基調を成しており、「陪審員は本質的に裁判官であって、判決を言い渡す」という叙述は、陪審員の位置付けが明確にされたものである。しかし、フォンク事件という実際の裁判が示していたのは、陪審員の過誤に陥る危険性が非常に高く、また、世論も、特殊性をとりうる両刃の剣であるから、それを防ぐ保障にはならず、むしろ彼等の判定を誤らせる可能性を充分有する、ということであった。従って、ヘーゲルにおいて陪審員の判定の過誤を防ぐ保障は、結局、彼等の内的心証が形成される過程そのものに置かざるをえないことになる。ヘーゲルは既に『綱要』(20年)で、心証形成過程における証明について、それを数学的証明とは峻別すべきことを述べており(§ 227Anm.)、『エンチュクロペディー』第三版では、議論を一步進めて、両者を混同している場合は、陪審員の形成する内的心証が、法廷での審理とは無関係な、それ故、飽くまで内的に過ぎず、確信されるべき真理に至らない心証であることを指摘している、と言えるのである。

IV

小論の冒頭で指摘したヘーゲル陪審裁判制論の一連の変遷の根底には、法廷における自己意識の権利の認識と自由心証主義とが、一貫して存在している。ヘーゲルにおいて司法活動は、偶然的な事件という限られた特殊なものではあるが、普遍的な法が諸個人に認識される場として、彼の法哲学体系全体の中で重要な位置を占める。ヘーゲルは、司法活動の中で洞察された義務(責任)と権利とが一致すると考えるからである。そして、ヘーゲルによると、陪審裁判所には、被疑者自身が洞察する権利と義務とを、他の市民も洞察するという役割があり、それ故、被疑者の意図をも推理する自由心証主義の立場をヘーゲルが採るのは、必然的である。しかし、陪審員も特殊性を持ち、それに左右されるものであるから、現実には為される判定が誤る可能性は高

い。この問題点を、『綱要』までのヘーゲルはさほど重視していないように思われるが、フォンク事件による陪審裁判制のネガティブな側面の顕在化を契機として、『エンチュクロペディー』両版に観られるような記述が為されたと考えられるのである。

註

- (1) 使用テキストは、20年『法の哲学 綱要』『綱要』と略記)は、主としてSuhrkamp版第7巻。なお、「法の哲学」(赤沢正敏他訳。中央公論社、1978年)を参照した。17/18年講義は、Hegel: Vorlesungen.Bd.1, Hamburg 1983を、18/19年講義は、Hegel:Die Philosophie des Rechts. Hrsg.v.K.-H.Iltting, Stuttgart 1983を、19/20年講義はHegel:Philosophie des Rechts. Hrsg. v.D. Henrich, Frankfurt am Main 1983を、22/23-年、24/25年講義は、Hegel: Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. Ed. v. K.-H.Iltting Bd.3,4, Stuttgart-Bad Connstatt 1974を、『エンチュクロペディー』第二版は大全集版を、第三版はPhB版を使用。引用は節数で示したが、講義の場合、ページ数で示した箇所もある。引用文中〔 〕内の語句は筆者による補足。
- (2) 但し、『エンチュクロペディー』両版では「自己意識の権利」が明示されておらず、むしろ、自由心証主義の立場(Ⅱ参照)から論述されている。
- (3) 17/18年講義 § 112,19/20年講義S.179,『綱要』 § 220を参照。
- (4) 18/19年講義 § 104,19/20年講義S.169f.,『綱要』 § 211を参照。
- (5) 18/19年講義 § 72,19/20年講義S.106,S.119f.,『綱要』 § 132を参照。
- (6) 17/18年講義 § 45,19/20年講義S.85f.,『綱要』 § 95を参照。
- (7) 17/18年講義 § 110,19/20年講義S.175f.,S.178,『綱要』 § 219を参照。
- (8) 17/18年講義 § §46,47,19/20年講義S.87,『綱要』 § §100,132を参照。
- (9) 17/18年講義 § 55,19/20年講義S.93ff.,『綱要』 § §117,132を参照。
- (10) 17/18年講義 § §110Anm.116Anm.,19/20年講義S.183も参照。
- (11) 19/20年講義 S.183も参照。
- (12) 17/18年講義 § 40を参照。
- (13) 17/18年講義 § 116Anm.,19/20年講義S.181を参照。

- (14) 19/20年講義S.184f.を参照。
- (15) 自由心証主義および、法定証拠主義については、庭山英雄『自由心証主義』(学陽書房、1978年)と、光藤景皎『自由心証主義の反省』(大阪市立大学法学雑誌、25巻3-4号)とを参考にした。
- (16) この段落を叙述するに際しては、ミッタイス＝リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』(創文社、1971年)、上山安敏『法社会史』(みすず書房、1966年)、中村義孝『フランス革命初期の重罪裁判』(立命館法学、225-226号)、及び、光藤、上掲論文を参考にした。
- (17) このことは、例えばバイエルン王国でA.フォイエルバッハの起草した刑法(1813)の刑事訴訟が、依然として法定証拠主義に基づく糾問訴訟的裁判構造をとっていたことで示される。彼は、その前年に公表した『陪審裁判所に関する考察』の中で、陪審裁判制は、絶対主義以外の国家において必要な司法制度であることを認めつつ、それをドイツに導入する事は時期尚早でもあることを述べているのである(参考、佐伯千似『フォイエルバッハと法定証拠主義の運命(一)』立命館法学、102号。P.J.A.Feuerbach: Betrachtungen über das Geschworenengericht, Landshut 1812, S.47ff., S.121ff. u.S.169ff.)。
- (18) ライン左岸で実施されていた陪審裁判制への、プロイセン政府の対応については、E.Schwinge: Der Kampf um die Schwurgerichte, Breslau 1926, S.19ff.を参照した。
- (19) 同格出生 *Ebenbürtigkeit* の原理は古代ゲルマン時代にまで遡るものであり、中世を通じて支配的原理であった。この原理によって、各人はその生まれに応じて何等かの身分に法的に類別されたのである。中世の裁判では、被告と同身分か、より高い身分の人々によって判決が発見されねばならなかったが、この原則は十六世紀頃崩れ、ローマ法等の専門的訓練を積んだ裁判官による裁判が行われるようになった。
- (20) 同憲法、第三編第五章二条に裁判を行うのは人民によって選ばれ、国王の任命した裁判官である旨が規定されている。
- (21) 陪審裁判制の他、自由心証主義、弁論手続きの公開・口頭性などは1848年の三月革命によって成立した立法で初めて取り上げられており、この革命立法は1879年、ドイツ帝国の刑法によって承認されている。

- (22) 19/20年講義S.185,『綱要』 § 229Anm.を参照。
- (23) 上山、上掲書、396ページ。
- (24) E.R.Huber: Deutsche Verfassungsgeschichte.Bd.1, Stuttgart, Berlin, Köln ,Meinz 1960.
- (25) *ibid.*S.140f.
- (26) 十九世紀前半、「職業裁判官に対しては、「主観性」と「恣意」に対(抗)する不可欠の保障として、殆ど例外なく、法定証拠主義による裁判官の心証の拘束及び制限が要求された。[・・・]自由心証主義は陪審裁判所のイデーであり、これを学識裁判官の心証形成へ移しかえることは不可能と考えられていた」(光藤、上掲論文 293ページ)。
- (27) Schwinge, *op.cit.*,S.32f.
- (28) 上山、上掲書、400ページ以下。
- (29) 1770年、水車小屋の賃料支払いを巡る裁判で敗訴した製粉業者アーノルトが、フリードリッヒ大王に直訴し、大王が裁判官を罷免して、彼を救済した事件(詳しくは、村上淳一『ドイツの近代法学』東京大学出版会、1964年、83ページ以下を参照)。ヘーゲルはこの事件に17/18年講義(§ 116Anm.S.158)や20年『綱要』(§ 295Anm.)で言及している。
- (30) 上山、上掲書、402ページ。
- (31) 17/18年講義 § 134,S.191.

[大阪府立工業専門学校 期限付講師]

Hegels Lehre vom Geschworenengericht

Seiji OGAWA

Unsere Abhandlung hat die Absicht, Hegels Lehre vom Geschworenengericht aus ihrem geschichtlichen Kontext der es verlangenden sozial-politischen Bewegungen im deutschen Vormärz zu verstehen.

Anhand von „Rechtsphilosophie“ von 1820 und andern rechtsphilosophischen Vorlesungen kann man den theoretischen Grund des Systems ins Recht des Selbstbewußtsein gelegt finden, daß der Angeklagte selbst die Schuld an seiner eigenen Handlung subjektiv erkennen muß. Und es soll nur insofern bewirkt werden, als die Entscheidenden (Geschworenen) die Besonderheit und subjektive Einsicht des Angeklagten in ihren Überzeugungen mit ihm mitbesitzen können.

In Rücksicht auf das Prozeßverfahren und die Beweiserhebung gehört Hegels Argumentation der freie Beweiswürdigung an, die in Opposition zum Inquisitionsprozeß aus der gesetzlichen Beweiswürdigung steht, der aber damals in fast ganz Deutschland ausgeführt wurde. Geschichtlich gesehen ist das Geschworenengericht, das auf der freien Beweiswürdigung beruht, ein neuzeitliches System des Prozesses, das im revolutionären Frankreich entstand und dann ins von ihm besetzte linke Ufer des Rheins eingeführt wurde. Unter der reaktionären Zeitsituation seit dem Wiener Kongreß versucht die preußische Regierung (besonders der damalige Justizminister), es abzuschaffen, wogegen sich die Liberalisten um dessen Fortdauer bemühen. In diesem Antagonismus steht Hegel auf der Seite der letzteren.

Aber in bezug auf seine Einschätzung des Geschworenengerichts kann man auch eine Veränderung konstatieren, daß nämlich die Möglichkeit einer Fehleinschätzung durch Geschworene in den Berliner „Enzyklopädie“ aufgezeigt wird, was man doch in „Rechtsphilosophie“ von 1820 noch nicht feststellen kann. Mit hoher Wahrscheinlichkeit kann man als Grund dieses Wechsels den Prozeß Fonk angeben, in dem die durch die Meinung der Masse eingewirkten Geschworenen ungeachtet des Mangels an Beweis ihn schuldig sprachen. Was Hegel aus diesem Fall gelernt hat, scheint das Bewußtsein der Notwendigkeit zu sein, das System nicht nur positiv als Wiederherstellung vom Recht des Selbstbewußtseins, sondern auch negativ unter Berücksichtigung von der Fehlerhaftigkeit der innern Überzeugung zu betrachten.